

平成 30 年度第 1 回 堺市アスベスト対策推進本部会議 議事要旨

日時 平成 30 年 5 月 28 日（月）9 時 50 分～10 時 40 分

場所 市役所本館 4 階 秘書課会議室

1 開会

危機管理監

議事に入る前に一言挨拶を申し上げます。

堺市におけるアスベスト対策の取組みは、昨年度、当推進本部会議設置し、様々な角度から、アスベスト対策の検討を行い、着実に進めているところ。

アスベスト対策においては、市有建築物におけるアスベスト含有建材の適切な管理はもとより、高度経済成長期に大量のアスベスト建材を使用した民間建築物が建造され、今後、平成 40 年頃に解体工事のピークを迎えるため、それらの解体工事における飛散防止が重要であると考えている。

また、今後、発生が予想されている上町断層帯地震や南海トラフ巨大地震など、災害時の被災建築物等におけるアスベストの飛散防止の対策も必要。

さらに、アスベストに関する正しい知識や情報を、市民を初めとした関係者に周知・啓発していく取組みも重要であると考えている。

本日は、これらの観点をもとに、関係部局が連携し、取組みを進めている内容について、昨年度の取組み結果と今年度の取組み予定について、各部会から報告させていただく。

2 議事

案件（1）について事務局から説明 → 資料 1～資料 9－2

佐藤副市長

資料 3 市有建築物の煙突の調査について、使用していない煙突の対処は、13本のうち囲い込みが12本、解体予定が1本。解体と囲い込みの対応の違いの理由は。

事務局

基本的には囲い込みを行うが、施設そのものが用途廃止するのであればそれに合わせて煙突も解体するという方針。

狭間副市長

資料6 災害時における課題と対策について、平成30年度に公有財産と民間建築物を含めてアスベスト台帳を整備してマッピングしていくというのは非常に重要だと思うが、関係課での情報共有だけでなく、市民に情報を公開するのか。いたずらに不安を煽ってはいけませんが、市民が自分の周りにアスベストの建築物があるのかということを知ることは悪いことではないので、非常に微妙な判断が必要。どのように考えているか。

事務局

公開するかどうかだが、民間建築物については、台帳の基となる調査が、民間への照会の回答をまとめたものであり、調査の信頼性・回答内容の精度に課題があるということがまず1点。公開については非常に重要な視点として認識しているが、公開対象をレベル1だけとするのか、大規模な集客施設だけとするのかなど、公開の基準についても課題があると認識している。今の段階では、台帳化し災害が起こった時に迅速に対応できるよう、災害対応に当たる市職員及び応援職員に周知することを目的として進める。

市長公室長

照会する際に、公開するという話をして情報収集しているのか。

事務局

アスベストの有無をアンケート調査しているが、公開するということでは求めている。

市長公室長

では、今後の方向性によるが公開するとなると、再度その了承を得る必要がある。

市長

そのアンケートの中にはアスベストの有無が不明、という回答も多いのか。

事務局

アスベストかどうか分からない、という回答もある。

危機管理監

現状、そのような形で把握して発災時にはその資料を基に迅速に動き、アスベスト含有建築物が危険な状態にあるかどうかをチェックしていく体制を作りたい。

市民人権局長

資料3で改修工事が予定される施設名が出ているが、市民の方が利用する施設が多いの

で、工事に関する情報発信には、くれぐれも注意するべきである。

危機管理監

適切に情報発信しながら、工事についても適切に行って参りたい。

上下水道事業管理者

資料5の民間建築物の飛散防止について、リサイクル法の届出1, 297件で、指導対象届出件数が940件となっているが、この差はどういうものか。

事務局

建設リサイクル法の届出については新築工事などの解体工事以外の工事も含まれているのでその差が出てくる。

上下水道事業管理者

では、必要な工事は全て立入検査しているということか。解体業者も色々いるので届出を出さないところも出てくるのではないか。また、解体は期間が短いがどのように把握しているのか。

事務局

届出があった工事全て対応している。建設リサイクル法の届出には着工日も記載されているので、その間に立入検査している。

市長公室長

建設リサイクル法の届出をしないまま工事をしている、というような市民からの通報はあるのか。

事務局

市民から通報があり、ただちに現場を確認した届出がされていなかったケースもある。

市長公室長

啓発はどのようにしているのか。

事務局

リサイクル法の窓口である建築安全課で受け付ける際に、窓口でも施工業者に対して啓発している。市民から通報があった際にもすぐに現場で住民の方及び業者に対して、各種法令の説明をしている。

上下水道事業管理者

現場には必ず掲示をしなければいけないことになっているのだから、掲示がなければ怪しいということ。

事務局

そういう通報もあるので、即座に現場に行って指導している。

建設局長

届出義務があるのに届出なかった場合の罰則はあるのか。

事務局

罰則はあるが、刑事告訴する必要があり直ちに対応ということが難しい。

また、市民からの通報に加えて、環境対策課では警察 OB を配置しているので一緒に巡回して監視している。

危機管理監

今、様々な意見をいただいたが、本件については大気汚染防止法、府条例、建設リサイクル法、石綿障害予防規則など各局に跨るもの。市として府条例の下に独自の取組みを行ってきているので、それらの連携を強化しながら、先ほどの意見も踏まえて漏れの無いようにアスベスト対策を進めて参りたい。

そのほか意見がないようであれば、報告事案がある。昨日、北部地域整備事務所の工事について調査を行っている。建築都市局長から報告をお願いします。

建築都市局長

平成30年5月27日に北部地域整備事務所の煙突内部におけるアスベスト残存の調査を一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会に依頼して行った。

その結果、横引きダクトの接続部分と煙道部分にアスベストの残存が見つかったが、いずれも飛散防止剤は塗布されており、大気測定結果からも外部に漏洩はしていなかった。

また、現状としては、煙道は密封されており、漏洩する恐れもなく、日常の使用には差支えない。

今後、1週間程度で当協会から正式な見解が提出される予定。

市長

正式な報告書は1週間程度後とのことだが、即座に必要な対応を行っていくように。

3 閉会